

郡山市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱

(趣旨)

第1条 妊娠高血圧症候群等の疾病は、妊産婦死亡の原因や出生児に対する影響及び分娩後も産婦に後遺症を残すことがあるため、り患している妊産婦に対して必要な援護を行い、早期に適正な療養を受けることで症状の重症化を防ぎ、後遺症の発生防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は郡山市とし、妊娠高血圧症候群等にり患している妊産婦が必要な医療を受けるため入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給(以下「援護費の支給」という。)するものとする。

(支給の対象)

第3条 援護費の支給の対象疾病は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患とし、その支給認定基準は、別表第1の妊娠高血圧症候群等療養援護費支給対象者認定基準表によるものとする。

2 援護費の支給対象者は、市内に住所を有する前項に掲げる対象疾病にり患している妊産婦(妊娠中又は出産後10日以内の女子をいう。以下同じ。)であって、母体又は胎児の保護のため医療機関へ7日以上入院して必要な医療を受けた者とする。

3 当該妊産婦が前年分の所得税課税額が年額15,001円以上の世帯(当該年度分の市長村民税が非課税である世帯を除く。)に属する者又は児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者であるときは、支給対象としない。

(支給額の基準)

第4条 援護費の支給額は、当該妊産婦の属する世帯の前年分の所得税課税額等に応じて、別表第2の援護費支給基準額表に定める額により算定した額(その額が当該妊産婦に係る医療費のうち自己負担すべき額を超えるときは、当該自己負担すべき額に相当する額)とする。

2 入院期間が21日を超える場合にあっては、21日を限度として支給額を算出するものとする。

(支給の申請及び支給)

第5条 援護費の支給の申請は、妊娠高血圧症候群等療養援護費支給申請書(第1号様式)(第2号様式)、妊娠高血圧症候群等療養証明書(第3号様式)、世帯調書(第4号様式)及び世帯階層を判別するに足る市町村民税課税証明書、源泉徴収票等並びに母子健康手帳を添付し、当該妊産婦が市長に申請するものとする。

2 当該妊産婦が死亡又は引き続き入院している場合は、生計を同じくしている配偶者又は親族において申請するものとする。

3 第1項の規定による申請は、当該妊産婦の入院による医療が終了した日以降30日以内に行うものとする。ただし、入院期間が21日を超える場合にあっては、入院した日から起算して22日以後、30日以内に申請を行うものとする。

4 市長は、第1項の申請書を受理したときは速やかに支給の適否を決定する。

5 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは、妊娠高血圧症候群等療養援護費支給決定通知書(第5号様式)を申請者に交付し、支給をしないことを決定したときは、妊娠高血圧症候群等療養援護費支給不承認書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。

(周知の徹底)

第6条 本事業の実施にあたっては、医療機関、福祉事務所等及び団体等に対して、その趣旨の

徹底を図るとともに、積極的な協力を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 10 月 7 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。